

北区生活交通改善プランの計画期間延長について

次期北区生活交通改善プランの策定にあたっては、上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン実施計画」及び「新潟市地域公共交通計画」に基づく必要がある。

それら上位計画は令和4年度で計画終期となっているが、改定にあたり、新型コロナウイルスによる公共交通利用者の大幅な減少を踏まえ、その影響を考慮する調査を実施するため、改定作業に通常以上の期間を要することになった。

次期北区生活交通改善プランを検討する時間を十分に確保し、上位計画に即した効果的な計画とするため、現行の改善プランの期間を令和5年度まで延長する。

- ①現行の改善プランの計画期間を令和5年度まで延長し、令和5年度に次期改善プランを策定する
- ②令和5年度に実施する事業内容は、令和6年度からの後期計画を見据え、令和4年度の事業をベースに決定するものとする

年度	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)
にいがた都市交通戦略プラン実施計画	前期計画				後期計画					
新潟市地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)	現行計画				次期計画					
北区生活交通改善プラン		現行プラン			延長	次期プラン				